

議案第51号

北上市地域づくり組織条例の一部を改正する条例

北上市地域づくり組織条例（平成24年北上市条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
地域名	区域	行政区名	地域名	区域	行政区名
[略]			[略]		
黒沢尻西	青柳町二丁目の一部 有田町、大曲町及び芳町 大通り三丁目及び大通り四丁目の全部 並びに大通り二丁目の一部 鍛冶町一丁目、鍛冶町二丁目及び鍛冶町三丁目 九年橋一丁目、九年橋二丁目及び九年橋三丁目 さくら通り一丁目及びさくら通り三丁目の一部 新穀町一丁目及び新穀町二丁目 常盤台一丁目の一部 花園町二丁目及び花園町三丁目の一部	[略]	黒沢尻西	青柳町二丁目の一部 有田町、大曲町及び芳町 大通り三丁目及び大通り四丁目の全部 並びに大通り二丁目の一部 鍛冶町一丁目、鍛冶町二丁目及び鍛冶町三丁目 九年橋一丁目、九年橋二丁目及び九年橋三丁目 さくら通り一丁目及びさくら通り三丁目の一部 <u>しらゆり</u> 新穀町一丁目及び新穀町二丁目 常盤台一丁目の一部 花園町二丁目及び花園町三丁目の一部	[略]

<p>本石町一丁目及び本石町二丁目 本通り一丁目、本通り三丁目及び本通り四丁目の全部並びに本通り二丁目の一部 町分のうち7地割及び18地割の全部並びに3地割の一部 柳原町一丁目、柳原町二丁目、柳原町三丁目、柳原町四丁目及び柳原町五丁目 若宮町一丁目及び若宮町二丁目の一部</p>	<p>本石町一丁目及び本石町二丁目 本通り一丁目、本通り三丁目及び本通り四丁目の全部並びに本通り二丁目の一部 町分のうち7地割及び18地割の全部並びに3地割の一部 柳原町一丁目、柳原町二丁目、柳原町三丁目、柳原町四丁目及び柳原町五丁目 若宮町一丁目及び若宮町二丁目の一部</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>[略]</p>	
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、令和5年2月1日から施行する。

令和4年12月1日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

住居表示の実施に伴い、黒沢尻西地域の区域にしらゆりを加えようとするものである。